

1 監査の対象及び監査実施期間

- (1) 支所（平成 26 年 11 月 12 日から平成 27 年 3 月 23 日まで）
- (2) 行政経営部（平成 27 年 1 月 15 日から平成 27 年 3 月 23 日まで）

2 監査の範囲

支所にあつては平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までに、行政経営部にあつては平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日までに、それぞれ執行された財務に関する事務等に係る次の項目が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

3 監査の方法

支所にあつては現地に赴き、各支所長等から事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行い、行政経営部にあつては部長以下関係職員出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等とを主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

4 監査の結果

監査対象部署ごとに、次に掲げるとおり。

支 所

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務（その1）

道路占用料に係る収入事務において、占用料の算定に誤りのある例が認められた。

（四倉支所経済土木課）

【事例1】 占用物件の数量を誤っているもの

※ 平成26年6月27日付けで行った電柱設置に係る道路占用許可に伴う道路占用料について、本柱の数量が2本であるにもかかわらず、3本として算定していた。

また、当該許可に係る支柱の本数が添付図面等と相違していた。

【事例2】 月割における月数を誤っているもの

※ 平成26年8月28日付けで行った架空ケーブル設置に係る道路占用許可に伴う道路占用料について、その占用期間が平成26年8月28日から平成27年3月31日までとなっていることから、市道路占用料条例第4条第1号の規定により1月未満の端数を1箇月分として算出し、合わせて8箇月分として算定すべきであるにもかかわらず、7箇月分として算定していた。

いわき市道路占用料条例

（占用料の額）

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。

（算出の基礎）

第4条 占用料の額の算出基礎は、次の各号による。

- (1) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて算出し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として算出するものとする。
- (2) 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として算出するものとする。
- (3) 表示面積（広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。）、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして算出するものとする。

(4) 1件の占用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

別表（第2条関係）

占用物件	占用料		
	単位	金額	
法第32条第1項第1号 に掲げる工作物	(略)	円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ き1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	(略)		

(以下略)

備考

1～2 (略)

3 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4～6 (略)

2 収入事務（その2）

畜犬登録等手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込み及び調定時期が遅延している例が認められた。

(四倉支所市民課、田人支所、久之浜・大久支所)

【事例1】 四倉支所市民課

※ 畜犬登録等手数料として平成26年5月14日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月15日（木）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月19日（月）に払い込まれていた。同様に、同月15日（木）に受領した畜犬登録等手数料についても、同月16日（金）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月19日（月）に払い込まれていた。

また、当該手数料は、市財務規則第37条第1項第4号に規定する随時の収入金で納入通知書を発しないものに該当することから、その調定は、手数料を徴収した平成26年5月14日に行わなければならないが、同月16日に遅延して行われていた。同様に、同月15日分の調定も、同月16日に遅延して行われていた。

【事例2】 田人支所

※ 畜犬登録等手数料として平成26年4月16日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月17日（木）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月18日（金）に払い込まれていた。

【事例3】 久之浜・大久支所

※ 畜犬登録等手数料として平成26年4月23日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月24日（木）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月28日（月）に払い込

まれていた。同様に、同月24日（木）に受領した畜犬登録等手数料についても、同月25日（金）までに払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月28日（月）に払い込まれていた。

いわき市財務規則

（調定の時期）

第37条 調定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) 納期の一定している収入金で納入の通知を発するもの 市長が別に定めるものを除くほか、納期の10日前まで
 - (2) 納期の一定している収入金のうち申告納付又は申告納入に係るもの 申告書の提出のあったとき。
 - (3) 随時の収入金で納入通知書を発するもの 原因の発生したとき。
 - (4) 随時の収入金で納入通知書を発しないもの 原因の発生したとき又は収入のあったとき。
- 2 収入決定権者は、法令、契約等の規定に基づき収入金について分割して納付させる特約又は処分をしている場合においては、当該特約又は処分に基づき、納期の到来するごとに当該納期に係る収入金について調定をしなければならない。

（収納金の払込み）

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

- 2 会計管理者が指定する公所の出納員及び公所以外の分任出納員で収納金融機関が遠隔の地にある場合等においては、前項の規定にかかわらず、おおむね1週間ごとにまとめて払い込むことができる。

3 支出事務（その1）

補助金に係る支出事務において、補助金の交付決定をしているものについて支出負担行為がなされていない例が認められた。

（勿来支所市民課）

※ いわき市まち・未来創造支援事業災害復興支援事業補助金について、平成26年7月2日に交付を決定しているにもかかわらず、監査実施時点（平成26年12月11日）において、地方自治法第232条の3及び市財務規則第63条第1項の規定に基づく支出負担行為が行われていなかった。

地方自治法

（支出負担行為）

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

いわき市財務規則

(支出負担行為の整理区分)

第63条 支出負担行為権者が、支出負担行為をする場合における支出負担行為として整理する時期、支出負担行為として会計管理者の確認を受ける時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要なおもな書類は、別表第3に定めるとおりとする。

別表第3 (第63条関係)

支出負担行為の整理区分 (節区分)

節の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要なおもな書類	摘要
19 負担金、補助及び交付金	交付又は支出決定のとき	支出命令を発したとき	交付又は支出する額	申請書 指令書案 内訳書交付又は支出する関係書類積算の基礎を明らかにした書類ただし、工事請負契約に類するものにあつては、このほか工事請負費に必要なおもな書類の例による。	
	請求のあつたとき	支出命令を発したとき	請求のあつた額	請求書 積算基礎を明らかにした書類	

4 支出事務 (その2)

嘱託職員に係る賃金の支出事務において、復興特別所得税の源泉徴収が行われていない例、所得税等の源泉徴収が行われていない例、所得税等の源泉徴収税額の算定に誤りのある例及び通勤手当の支給額に誤りのある例が認められた。

(小名浜支所市民課、勿来支所市民課、四倉支所市民課、小川支所)

(1) 復興特別所得税の源泉徴収が行われていない例

【事例1】 小名浜支所市民課 (宿日直業務に従事する嘱託職員)

※ 宿日直業務に従事する嘱託職員の賃金は、所得税法第185条第1項第2号イに定める給与に該当し、同法別表第2の乙欄に掲げる税額の所得税を復興特別所得税と併せて徴収することとされている。

しかしながら、当該業務に従事する嘱託職員全員の4月分から8月分に係る賃金について、所得税に係る源泉徴収は行われていたものの、復興特別所得税に係る源泉徴収が行われていなかった。

(2) 所得税等の源泉徴収が行われていない例

【事例2】 四倉支所市民課 (日直業務に従事する嘱託職員)

※ 日直業務に従事する嘱託職員の賃金は、所得税法第185条第1項第2号イに定める給与に該当し、同法別表第2の乙欄に掲げる税額の所得税を復興特別所得税と併せて源泉徴収することとされているにもかかわらず、当該業務に従事する嘱託職員全員の賃金について所得税等の源泉徴収が行われていなかった。

【事例3】 小川支所 (宿日直業務に従事する嘱託職員)

※ 宿日直業務に従事する嘱託職員の賃金は、所得税法第185条第1項第2号イに定める給与に該当し、同法別表第2の乙欄に掲げる税額の所得税を復興特別所得税と併せて源泉徴収することとされているにもかかわらず、当該業務に従事する嘱託職員全員の賃金について所得税等の源泉徴収が行われていなかった。

(3) 所得税等の源泉徴収税額の算定に誤りのある例

【事例4】 勿来支所市民課（市民係業務に従事する嘱託職員）

※ 平成26年6月分の市民課市民係の業務に従事する嘱託職員の期末手当は、所得税法第186条第1項第1号イに定める給与に該当し、前月中に支払った通常の給与等の金額、給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数に応じ別表第4の甲欄により求めた率をその給与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額の所得税を復興特別所得税と併せて源泉徴収することとされていることから、当該期末手当に係る所得税等の源泉徴収税額が2,251円となるにもかかわらず、0円と算定していた。

【事例5】 四倉支所市民課（宿直業務に従事する嘱託職員）

※ 平成26年4月分の宿直業務に従事する嘱託職員に係る賃金の支給事務において、通勤手当分の1,240円が非課税限度額の範囲内となるにもかかわらず、課税対象額として所得税等の額を算出したため、課税対象額が25,600円で所得税等の額を784円と算出すべきところ、課税対象額が26,840円で所得税等の額を822円と算出していた。

(4) 通勤手当の支給額に誤りのある例及び所得税等の源泉徴収が行われていない例

【事例6】 勿来支所市民課（宿日直業務に従事する嘱託職員）

※ 平成26年4月分の宿日直業務に従事する嘱託職員の賃金の支給事務において、自動車を使用した通勤で、通勤距離が片道6km以上8km未満である嘱託職員の通勤手当については、市賃金支弁職員雇用等管理規程第7条第4項第4号の規定に基づき総務部長が定める基準である日額250円で算出すべきにもかかわらず、平成26年4月1日に当該基準が改正される前の日額230円で算出していた。【類例6件あり】

また、宿日直業務に従事する嘱託職員の賃金は、所得税法第185条第1項第2号イに定める給与に該当し、同法別表第2の乙欄に掲げる税額の所得税を復興特別所得税と併せて源泉徴収することとされているにもかかわらず、当該業務に従事する嘱託職員全員の賃金について所得税等の源泉徴収が行われていなかった。

所得税法

（給与所得）

第28条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2～4 （略）

（源泉徴収義務）

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2 （略）

（賞与以外の給与等に係る徴収税額）

第185条 次条に規定する賞与以外の給与等について第183条第1項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はへに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の2倍に相当する金額、当該金額の3倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、当該申告書に記載された控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第194条第1項第6号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族。以下この章において「主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」という。）の有無及びその数に応ずる次に定める税額

イ～へ （略）

- (2) 前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はへに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の2倍に相当する金額、当該金額の3倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第195条第1項第3号（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数に応ずる次に定める税額

イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額

ロ 給与等の支給期が毎半月と定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額の2分の1に相当する税額

ハ 給与等の支給期が毎旬と定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額の3分の1に相当する税額

ニ 給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した金額に相当する税額

ホ 給与等の支給期が毎日と定められている場合 別表第3の乙欄に掲げる税額

へ イからホまでに掲げる場合以外の場合 別表第3の乙欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した金額に相当する税額

- (3) 労働した日又は時間によつて算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与等で政令で定めるもの その給与等の金額に応じ、別表第3の丙欄に掲げる税額

2 （略）

（賞与に係る徴収税額）

第186条 賞与（賞与の性質を有する給与を含む。以下この条において同じ。）について第183条第1項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次項の規定の適用がある場合を除き、次の各号に掲げる賞与の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う賞与 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める税額

イ その賞与の支払者がその支払を受ける居住者に対し前月中に支払つた又は支払うべきその他の給与等（以下この条において「通常の給与等」という。）がある場合（その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合にあつては、前月中に通常の給与等の支払がされない場合を含む。次号イ及び次項において同じ。） 前月中に支払つた又は支払うべき通常の給与等の金額（その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合には、その賞与の支払の直前に支払つた又は支払うべきその通常の給与等の前条第1項第1号に規定する月割額。次号イ及び次項において同じ。））、給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数に応じ別表第4の甲欄により求めた率をその賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額

ロ （略）

- (2) （略）

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
(源泉徴収義務等)

第28条 所得税法第4編第1章から第6章まで並びに租税特別措置法第3条の3第3項、第6条第2項(同条第11項において準用する場合を含む。)、第8条の3第3項、第9条の2第2項、第9条の3の2第1項、第9条の6第4項、第37条の11の4第1項、第41条の9第3項、第41条の12第3項及び第42条第1項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべきものに限る。)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(国税通則法第2条第8号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。)までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額とする。

3～7 (略)

(居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例)

第29条 居住者に対して支払うべき所得税法第183条第1項に規定する給与等(次条において「給与等」という。)について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。

(1) 所得税法第185条第1項又は第186条第1項の規定による所得税の額及び前条第2項に規定する復興特別所得税の額 同法別表第2から別表第4までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

(2) 所得税法第189条第1項の規定により計算した所得税の額及び前条第2項に規定する復興特別所得税の額 同法第189条第1項に規定する財務大臣が定める方法及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額

2 前条第6項及び第7項の規定は、前項に規定する金額による所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があった場合について準用する。

3 財務大臣は、第1項第1号の表又は同項第2号の方法を定めたときは、これを告示する。

給与所得の源泉徴収税額表(平成26年分)

月額表(平成24年3月31日財務省告示第115号別表第1)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,300
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	3,300
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	3,400
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,400
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,500
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	3,500
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	3,600
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,600
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	3,700
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	3,800

(以下略)

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（平成26年分）

（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第3）

賞与の金額に 乗すべき率	甲							
	扶 養 親 族							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0.000	千円 68	千円 千円未満	千円 94	千円 千円未満	千円 133	千円 千円未満	千円 171	千円 千円未満
2.042	68	79	94	243	133	269	171	295
4.084	79	252	243	282	269	312	295	345
6.126	252	300	282	338	312	369	345	398
8.168	300	334	338	365	369	393	398	417
10.210	334	363	365	394	393	420	417	445
12.252	363	395	394	422	420	450	445	477
14.294	395	426	422	455	450	484	477	513
16.336	426	550	455	550	484	550	513	557
18.378	550	668	550	689	550	710	557	730
20.420	668	714	689	738	710	762	730	786
22.462	714	750	738	775	762	801	786	826
24.504	750	791	775	817	801	844	826	872
26.546	791	847	817	876	844	901	872	925
28.588	847	910	876	936	901	962	925	987
30.630	910	997	936	1,003	962	1,031	987	1,058
32.672	997	1,337	1,003	1,362	1,031	1,386	1,058	1,410
35.735	1,337	1,551	1,362	1,579	1,386	1,607	1,410	1,636
38.798	1,551	1,735	1,579	1,767	1,607	1,799	1,636	1,830
40.840	1,735 千円以上		1,767 千円以上		1,799 千円以上		1,830 千円以上	

（注） この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。

また、「賞与の金額に乗すべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

（備考） 賞与の金額に乗すべき率の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人（4に該当する場合を除きます。）
 - まず、その人の前月中の給与等（賞与を除きます。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。）を控除した金額を求めます。
 - 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。

（以 下 略）

所得税法施行令 ※平成26年10月20日改正施行前の政令

(非課税とされる通勤手当)

第20条の2 法第9条第1項第5号(非課税所得)に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる通勤手当(これに類するものを含む。)の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する部分とする。

(1) (略)

(2) 通勤のため自転車その他の交通用具を使用することを常例とする者(その通勤の距離が片道2キロメートル未満である者及び第4号に規定する者を除く。)が受ける通勤手当 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その通勤の距離が片道10キロメートル未満である場合 1月当たり4,100円

ロ その通勤の距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合 1月当たり6,500円

ハ その通勤の距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合 1月当たり11,300円

ニ その通勤の距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合 1月当たり16,100円

ホ その通勤の距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合 1月当たり20,900円

ヘ その通勤の距離が片道45キロメートル以上である場合 1月当たり24,500円

(3)~(4) (略)

いわき市賃金支弁職員雇用等管理規程

(賃金)

第7条 賃金支弁職員に支給する賃金は、基本賃金及び附加賃金とする。

2~3 (略)

4 附加賃金は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)~(3) (略)

(4) 通勤手当 条例定数内職員に支給される通勤手当に相当するものとして、別に定める基準により支給するものをいう。

(5) (略)

日々雇用職員の通勤手当支給額（平成26年4月1日改正）（平成26年3月31日付け総務部長通知）

日々雇用職員の通勤手当支給額

（平成26年4月1日改正）

1 支給対象職員

通勤距離が片道2km以上の職員のうち、交通機関を利用してその運賃を負担する職員又は自動車等（バイク、自転車を含む）を使用する職員（徒歩、便乗は除く）。

2 支給額

- (1) 交通機関を利用する職員 実費額
- (2) 自動車を使用する職員 別表1の額
- (3) 自動車以外の原動機付きの交通用具（バイク）を使用する職員 別表2の額
- (4) 自転車を使用する職員 一律 日額100円
- (5) 通勤方法を併用する職員 上記(1)に(2)～(4)の各々の額を加算した額

別表1 自動車

(改正前)		(改正後)	
通勤距離 (片道)	支給日額 (円)	通勤距離 (片道)	支給日額 (円)
2km以上 4km未満	110	2km以上 4km未満	120
4km以上 6km未満	180	4km以上 6km未満	190
6km以上 8km未満	230	6km以上 8km未満	250
8km以上 10km未満	290	8km以上 10km未満	310
10km以上 12km未満	350	10km以上 12km未満	370
12km以上 14km未満	410	12km以上 14km未満	430
14km以上 16km未満	470	14km以上 16km未満	500
16km以上 18km未満	520	16km以上 18km未満	550
18km以上 20km未満	590	18km以上 20km未満	610
20km以上 22km未満	640	20km以上 22km未満	680
22km以上 24km未満	700	22km以上 24km未満	740

(以下略)

5 契約事務

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(勿来支所市民課、内郷支所、四倉支所経済土木課、好間支所、川前支所)

※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる102件(支所全体)のうち、10件の契約において当該措置が講じられていなかった。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

- ア 建設工事又は製造の請負に係る契約
- イ 測量又は設計に係る委託契約
- ウ 工事用原材料の購入に係る契約
- エ 役務の提供に係る委託契約
- オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
- カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
- キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定(2)～(7)（略）
（契約等からの暴力団等の排除）

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

（契約からの排除措置）

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

- 2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。
- 3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。
 - (1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。
 - (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

○ 契約等からの暴力団等の排除について（概要資料）（財政部契約課策定） （一部抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

○ いわき市暴力団排除条例（平成24年7月5日いわき市条例第41号）抜粋

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人權を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

（公共工事等における措置）

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

6 財産管理事務

道路占用許可に係る事務において申請内容と異なる占用期間の許可書を交付していたほか、道路占用料に係る収入事務において調定時期及び納期限の指定が適切でない例が認められた。

（勿来支所経済土木課）

※ 道路占用許可に係る事務において、東京電力株式会社茨城支店より提出された「平成26年9月3日から平成27年2月6日まで」を占用期間とする道路占用許可申請に対し、「許可日（平成26年8月5日）から平成27年2月6日まで」を占用期間とする許可書を交付していた。

また、平成26年8月5日に行った当該道路占用許可に係る道路占用料については、市財務規則第37条第3項に規定する随時の収入金で納入通知書を発するものに該当することから、その調定は、原因の発生した日である同日に行い、また、その納期限は、市財務規則第43条第4号に規定する収入金であることから、調定の日から14日以内の日（8月19日まで）を指定することとされている。

しかしながら、本案件では、調定が8月6日に遅延してなされており、それに伴い、納期限も8月20日が指定されていた。【類例2件あり】

いわき市財務規則

(調定の時期)

第37条 調定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) 納期の一定している収入金で納入の通知を発するもの 市長が別に定めるものを除くほか、納期の10日前まで
 - (2) 納期の一定している収入金のうち申告納付又は申告納入に係るもの 申告書の提出のあつたとき。
 - (3) 随時の収入金で納入通知書を発するもの 原因の発生したとき。
 - (4) 随時の収入金で納入通知書を発しないもの 原因の発生したとき又は収入のあつたとき。
- 2 収入決定権者は、法令、契約等の規定に基づき収入金について分割して納付させる特約又は処分をしている場合においては、当該特約又は処分に基づき、納期の到来するごとに当該納期に係る収入金について調定をしなければならない。

(納期限)

第43条 収入金の納期限は、別段の定めがある場合はこれにより、定めがない場合は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより指定しなければならない。

- (1) 会計年度単位で定めた収入金 その年度の4月末日
- (2) 月単位で定めた収入金 その月の10日
- (3) 日単位で定めた収入金 その初日
- (4) その性質上、前3号の定めによることができない収入金 調定の日から14日以内の日

行政経営部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務

有償刊行物売払に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

(ふるさと発信課)

※ 「いわき市・東日本大震災の証言と記録」の売払収入として平成26年9月30日(火)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である10月1日(水)までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、10月2日(木)に払い込まれていた。【類例1件あり】

いわき市財務規則

(収納金の払込み)

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書(第16号様式)に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日(指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日)に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 会計管理者が指定する公所の出納員及び公所以外の分任出納員で収納金融機関が遠隔の地にある場合等においては、前項の規定にかかわらず、おおむね1週間ごとにまとめて払い込むことができる。

2 支出事務（その1）

日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、通勤手当の算出に誤りのある例が認められた。

（ふるさと発信課）

※ 平成26年4月分の日々雇用職員に係る賃金の支給事務において、通勤距離が片道12km以上14km未満で自動車を使用する日々雇用職員の通勤手当については、市賃金支弁職員雇用等管理規程第7条第4項第4号の規定に基づき総務部長が定める基準である日額430円として算出すべきにもかかわらず、平成26年4月1日に当該基準が改正される前の日額410円として算出していた。同年5月分及び6月分の賃金支給においても、同様の誤りが認められた。

いわき市賃金支弁職員雇用等管理規程

（賃金）

第7条 賃金支弁職員に支給する賃金は、基本賃金及び附加賃金とする。

2～3 （略）

4 附加賃金は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) （略）

(4) 通勤手当 条例定数内職員に支給される通勤手当に相当するものとして、別に定める基準により支給するものをいう。

(5) （略）

日々雇用職員の通勤手当支給額（平成26年4月1日改正）（平成26年3月31日付け総務部長通知）

日々雇用職員の通勤手当支給額

（平成26年4月1日改正）

1 支給対象職員

通勤距離が片道2km以上の職員のうち、交通機関を利用してその運賃を負担する職員又は自動車等（バイク、自転車を含む）を使用する職員（徒歩、便乗は除く）。

2 支給額

- (1) 交通機関を利用する職員 実費額
(2) 自動車を使用する職員 別表1の額
(3) 自動車以外の原動機付きの交通用具（バイク）を使用する職員 別表2の額
(4) 自転車を使用する職員 一律 日額100円
(5) 通勤方法を併用する職員 上記(1)に(2)～(4)の各々の額を加算した額

別表1 自動車

(改正前)	
通勤距離(片道)	支給日額(円)
2km以上 4km未満	110
4km以上 6km未満	180
6km以上 8km未満	230
8km以上 10km未満	290
10km以上 12km未満	350
12km以上 14km未満	410
14km以上 16km未満	470
16km以上 18km未満	520

(改正後)	
通勤距離(片道)	支給日額(円)
2km以上 4km未満	120
4km以上 6km未満	190
6km以上 8km未満	250
8km以上 10km未満	310
10km以上 12km未満	370
12km以上 14km未満	430
14km以上 16km未満	500
16km以上 18km未満	550

(以下略)

3 支出事務（その2）

いわき市行政経営市民会議、いわき国際研究産業都市構想研究会及びいわき市防災会議の委員報酬に係る支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。

（行政経営課、危機管理課）

※ いわき市行政経営市民会議、いわき国際研究産業都市構想研究会及びいわき市防災会議の委員に係る報酬について、1人当たり8,300円の支給総額に対し、所得税法第204条に規定する「報酬」として同法第205条第1項第1号を適用し、復興特別所得税と併せて10.21%の税率で847円の所得税等を源泉徴収していた。しかしながら、国税庁の所得税基本通達28-7において、「国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。」とされていることから、当該委員報酬については、同法第28条の給与所得として同法第185条第1項第2号ホの規定により、同法別表第3の乙欄が適用されるため、復興特別所得税と併せた所得税等の源泉徴収税額を1,230円とすべきであった。

所得税基本通達

法第28条《給与所得》関係
（委員手当等）

28-7 国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。ただし、当該委員会を設置した機関から他に支払われる給与等がなく、かつ、その委員会の委員として旅費その他の費用の弁償を受けない者に対して支給される当該謝金、手当等の報酬で、その年中の支給額が1万円以下であるものについては、課税しなくて差し支えない。この場合において、その支給額が1万円以下であるかどうかは、その所属する各種委員会ごとに判定するものとする。（平2直法6-5、直所3-6改正）

所得税法

（給与所得）

第28条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2～4 （略）

（源泉徴収義務）

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2 （略）

（賞与以外の給与等に係る徴収税額）

第185条 次条に規定する賞与以外の給与等について第183条第1項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はへに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の2倍に相当する金額、当該金額の3倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、当該申告書に記載された控

除対象配偶者及び控除対象扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第194条第1項第6号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族。以下この章において「主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」という。）の有無及びその数に応ずる次に定める税額

イ～へ （略）

- (2) 前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はへに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の2倍に相当する金額、当該金額の3倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第195条第1項第3号（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数に応ずる次に定める税額

イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額

ロ 給与等の支給期が毎半月と定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額の2分の1に相当する税額

ハ 給与等の支給期が毎旬と定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額の3分の1に相当する税額

ニ 給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した金額に相当する税額

ホ 給与等の支給期が毎日と定められている場合 別表第3の乙欄に掲げる税額

へ イからホまでに掲げる場合以外の場合 別表第3の乙欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した金額に相当する税額

- (3) 労働した日又は時間によつて算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与等で政令で定めるもの その給与等の金額に応じ、別表第3の丙欄に掲げる税額

2 （略）

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 （源泉徴収義務等）

第28条 所得税法第4編第1章から第6章まで並びに租税特別措置法第3条の3第3項、第6条第2項（同条第11項において準用する場合を含む。）、第8条の3第3項、第9条の2第2項、第9条の3の2第1項、第9条の6第4項、第37条の11の4第1項、第41条の9第3項、第41条の12第3項及び第42条第1項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第2条第8号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額とする。

3～7 （略）

（居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例）

第29条 居住者に対して支払うべき所得税法第183条第1項に規定する給与等（次条において「給与等」という。）について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。

- (1) 所得税法第185条第1項又は第186条第1項の規定による所得税の額及び前条第2項に規定する復興特別所得税の額 同法別表第2から別表第4までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

- (2) 所得税法第189条第1項の規定により計算した所得税の額及び前条第2項に規定する復興特別所得税の額 同法第189条第1項に規定する財務大臣が定める方法及びこの法律に

- 定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額
- 2 前条第6項及び第7項の規定は、前項に規定する金額による所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があった場合について準用する。
 - 3 財務大臣は、第1項第1号の表又は同項第2号の方法を定めたときは、これを告示する。

給与所得の源泉徴収税額表（平成26年分）

日額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第2）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	175	115	65	10	0	0	0	0	810	0
7,100	7,200	175	120	65	15	0	0	0	0	840	0
7,200	7,300	180	125	70	15	0	0	0	0	860	0
7,300	7,400	185	125	75	20	0	0	0	0	890	0
7,400	7,500	185	130	75	25	0	0	0	0	920	0
7,500	7,600	190	135	80	30	0	0	0	0	960	0
7,600	7,700	195	135	85	30	0	0	0	0	990	0
7,700	7,800	200	140	85	35	0	0	0	0	1,020	0
7,800	7,900	200	150	90	40	0	0	0	0	1,060	0
7,900	8,000	205	150	95	40	0	0	0	0	1,090	0
8,000	8,100	210	155	100	45	0	0	0	0	1,120	0
8,100	8,200	210	160	100	50	0	0	0	0	1,150	0
8,200	8,300	215	165	105	50	0	0	0	0	1,190	0
8,300	8,400	220	165	110	55	5	0	0	0	1,230	0
8,400	8,500	220	170	110	60	5	0	0	0	1,260	0
8,500	8,600	225	175	115	65	10	0	0	0	1,300	0
8,600	8,700	230	175	120	65	15	0	0	0	1,330	0
8,700	8,800	235	180	120	70	15	0	0	0	1,360	0
8,800	8,900	235	185	125	75	20	0	0	0	1,400	0
8,900	9,000	240	185	130	75	25	0	0	0	1,430	0

(以下略)

4 支出事務（その3）

日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、雇用保険の加入手続がなされていない例及び所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。

(行政経営課)

※ 統計業務に従事する日々雇用職員については、平成26年5月15日から同年6月25日までの42日間を雇用期間として雇用していることから、1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、31日以上継続雇用が見込まれる者に該当し、雇用保険法第4条に規定する雇用保険の被保険者となるにもかかわらず、同法第7条に基づく雇用保険の加入手続がなされていなかった。【類例3件あり】

また、このうち1名の日々雇用職員に係る平成26年6月分の賃金については、所得税法第185条第1項第2号イに定める給与に該当するものとして、同法別表第2の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて3,600円の所得税等を源泉徴収していた。しかしながら、当該日々

雇用職員からは扶養控除等申告書が提出されていることから、当該賃金は、同法185条第1項第1号イに定める給与に該当し、同法別表第2の甲欄が適用されるため、復興特別所得税と併せた所得税等の源泉徴収税額を720円とすべきであった。

雇用保険法

(定義)

第4条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第6条各号に掲げる者以外のものをいう。

2～5 (略)

(適用事業)

第5条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 (略)

(適用除外)

第6条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

- (1) 65歳に達した日以後に雇用される者（同一の事業主の適用事業に同日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている者及びこの法律を適用することとした場合において第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者又は第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）
- (2) 1週間の所定労働時間が20時間未満である者（この法律を適用することとした場合において第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）
- (3) 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第42条に規定する日雇労働者であつて第43条第1項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。）

(4)～(7) (略)

(被保険者に関する届出)

第7条 事業主（徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業（同条第1項又は第2項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。）に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第33条第1項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第3項に規定する労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）についても、同様とする。

所得税法

(給与所得)

第28条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2～4 (略)

(源泉徴収義務)

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2 (略)

(賞与以外の給与等に係る徴収税額)

第185条 次条に規定する賞与以外の給与等について第183条第1項(源泉徴収義務)の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額(ロ、ハ、ニ又はへに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の2倍に相当する金額、当該金額の3倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額)、当該申告書に記載された控除対象配偶者及び控除対象扶養親族(二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第194条第1項第6号(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族。以下この章において「主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」という。)の有無及びその数に応ずる次に定める税額

イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第2の甲欄に掲げる税額

ロ～へ (略)

- (2) 前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額(ロ、ハ、ニ又はへに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の2倍に相当する金額、当該金額の3倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額)、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第195条第1項第3号(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数に応ずる次に定める税額

イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額

ロ～へ (略)

- (3) (略)

2 (略)

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

(源泉徴収義務等)

第28条 所得税法第4編第1章から第6章まで並びに租税特別措置法第3条の3第3項、第6条第2項(同条第11項において準用する場合を含む。)、第8条の3第3項、第9条の2第2項、第9条の3の2第1項、第9条の6第4項、第37条の11の4第1項、第41条の9第3項、第41条の12第3項及び第42条第1項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべきものに限る。)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(国税通則法第2条第8号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。)までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額とする。

3～7 (略)

(居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例)

第29条 居住者に対して支払うべき所得税法第183条第1項に規定する給与等(次条において「給与等」という。)について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。

- (1) 所得税法第185条第1項又は第186条第1項の規定による所得税の額及び前条第2項に規定する復興特別所得税の額 同法別表第2から別表第4までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

- (2) 所得税法第189条第1項の規定により計算した所得税の額及び前条第2項に規定する復

- 興特別所得税の額 同法第189条第1項に規定する財務大臣が定める方法及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額
- 2 前条第6項及び第7項の規定は、前項に規定する金額による所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があった場合について準用する。
 - 3 財務大臣は、第1項第1号の表又は同項第2号の方法を定めたときは、これを告示する。

給与所得の源泉徴収税額表（平成26年分）

月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第1）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲							乙	
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額							税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,300
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	3,300
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	3,400
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,400
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,500
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	3,500
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	3,600
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,600
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	3,700

(以 下 略)

5 契約事務

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(復興支援室、ふるさと再生課、ふるさと発信課)

※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる39件のうち、14件の契約において当該措置が講じられていなかった。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。
 - ア 建設工事又は製造の請負に係る契約
 - イ 測量又は設計に係る委託契約
 - ウ 工事用原材料の購入に係る契約
 - エ 役務の提供に係る委託契約
 - オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
 - カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
 - キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

- (1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。
- (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

○ 契約等からの暴力団等の排除について（概要資料）（財政部契約課策定）

（一部抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

○ いわき市暴力団排除条例（平成24年7月5日いわき市条例第41号）抜粋

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

（公共工事等における措置）

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

<意見又は要望とする事項>

公共施設等の適正化に関する施策の推進について

本市は、広域多核の都市特性のため、数多くの公共施設等を有している。これに伴う多額の維持管理経費や老朽化の進行等の問題については、以前から本市の重要な課題として認識されており、平成22年11月に策定した「新・市総合計画後期基本計画」において行財政運営に係る取組の柱の1つとして位置付けられ、調査検討作業に着手していたが、直後に発生した東日本大震災の災害対応を優先せざるを得なかったことにより、いったん留保されていた経過がある。

そのような中で、国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を決定し、これを受けて、平成26年4月に総務大臣から各地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請があるとともに、その策定に当たっての指針が通知された。当該計画の策定は、本市にとっても、公共施設等の安全性の確保や長寿命化という単なる老朽化対策にとどまらず、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置による地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める意味から、重要かつ不可欠な取組で

あると考えられる。

本市においては、前述のように、東日本大震災に伴う災害対応が優先されることや、原発事故による避難者の受入れや建設・除染に係る作業員の常駐に伴う実態人口の激変など、当該計画の策定に関し困難となる状況が存在するが、当該計画の策定は、本市の公共施設等について総合的かつ計画的な管理を図っていくために不可欠なプロセスであり、ひいては将来のまちづくりの観点からも極めて重要である。今後は、そのような認識の共有を図った上で、全庁的な取組の下に適切かつ円滑に策定作業が進められること、また、当該計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を図るための施策がさらに推進されることを望むものである。